

# 横浜市環境事業小史<下>

-----ごみ, し尿処理史-----

上村信義

#### 目次

- I ごみ処理編〈前号調査季報に掲載〉
- Ⅱ し尿処理編
- 1 ――はじめに
- 2 ----開港以前
  - 〈1〉処理方法の種別
    - ア〉地面浸透処理
    - イ〉何川流水処理
    - ----古事記に出てくる便所----
    - ウ〉溜め汲み処理
    - ――江戸のし尿――
    - ---京都附近のし尿争奪戦〈地域コミュニティの一形態〉---
    - ---大阪附近のし尿---
    - ---近年における東京のし尿---
  - 〈2〉 文献にみられる排泄関連記録
- 3 ----開港後
- 4 ---ョコハマの公衆便所
- 5 ---おわりに

# Ⅱ し尿処理編

#### 

昭和50年〈1975年〉現在,横浜市のし尿処理は,下水道による水洗便所と,し尿浄化槽と,汲み取り式便所との3万法がその始どであるが,昭和20年来駐留軍の接収により,臨布地区を接収されていたため,下水終末処理場等の整備が苦しく遅れたため,水洗化が進まず,汲み取り式便所がまだ半数近くある状態であり,その衛生的処理の促進が望まれているところであります。

また横浜は開港により日本史、世界史に登場してくるものであり、それ以前はとりたてて述べることもない一寒村であり、し尿処理に特記すべきことも殆どありません。そこで開港までは一般のし尿処理の歴史を簡単に記し、開港以後について少しく述べてみました。

### 2 ————— 開港以前

ごみと同様,人間も或る時期までは動物のように所かまわず排泄していたと思われるが、いつの頃からか人間は 生活の中で幾つかの方法をとるようになった。それがいつ頃どんな方法であったかは,現在に残る風習,遺跡, 文献等より類推するほかはない〈注1〉。

大ざっぱに見て,西洋と東洋とでは排泄物を流失させる 方法と溜めて捨てる方法に相違があり,中世紀以降西洋 ではコレラやペストの猛威により衛生上の観点から主と して流失させる方法を採ってきたが〈注 2〉,東洋,とり わけ日本では肥料として重要視された〈注 3〉。狭隘な 国土で生産性を向上させるためには止むをえぬ事情でも あった〈注 4〉。

〈注1〉排泄物を自己の周囲から遠ざけたり無くしたりするようになったのは、不潔感からという本能的感覚からとも思われるが、乾燥地域に住む人々の中には人糞や家畜糞を燃料や建築材としての壁などに使っている所もあり必ずしもそうばかりいいきれない。

〈注2〉古くモヘンジョダロをはじめバビロニア,ギ´リシェのポリス等古代遺跡にはすでに下水道〈排水溝〉

を完備したのが見られるが、生活排水を外へ出すという、いわゆる分流式であり、我が国の遺跡でも平城宮 跡に見られる。

〈注3〉化学肥料の発明は19世紀リービヒ〈独,1802~1873年〉による。

〈注4〉このため日本では肥料としての排出者と農家等需要者との間に、その価値をめぐりトラブルが絶えず、戦前までつづいた。ちなみに幕末の江戸ではその買取代金は年に5万両にも達している。

したがって、これ以前の処理も含め3つの処理方法に大 別できる。

〈ア〉原始的、本能的な地面にしみ込ませる方法

〈イ〉自然の流れにまかせ,又は人為的に流失させる方 法

〈ウ〉一定の容器に溜めて捨てる方法

である。以下我が国の歴史に併せこの3処理方法につき 記してみたい。

#### 〈1〉処理方法の種別

#### ア〉地面浸透処理

原始にそうであり現在でもまだあるとおり、自然の浄化をまつ、そのままの排出方法である、或る意味で動物本能的である。西洋でも中世では婦人でさえ立小便をした記録もあり、日本では今でも遺憾ながら見られるが、昔は、道端で用を足すのは当りまえであった〈注5〉。

〈注5〉 ヘロドトス〈ギリシァ歴史家〉の『歴史』第 2巻にギリシァと比較しエジプトでは男女の生活が異っている様式を書いているが、その中で「女は立小便で、男が坐って用を足し、大小便を家の中で食事を外でしている」と記している。母権社会の名残りであったのだろうか。

また同じ侵み込み方法に入るが、一定の器に入れ処理して捨てる方法もある。今日猫に砂箱を使っている家も残っているが、日本の中世では砂雪隠〈後述〉,灰便所が特に上流階級で用いられ、優雅にするため杉の葉を更にかぶせたり、ヘラで用足しのあと砂をかけたりする流儀も行なわれ、清潔で交換できるが、大変手間のかかることであり、多人数向にもならず普及しなかったと考えられる。

#### イ〉河川流水処理

これには自然の河川の流れにそのまま用を足す方法〈地

面浸透法にも似る〉と人為的に排水路を作り河川へ放流・するのとがあり、後者は勿論、現在の下水道方式の考え方であり、西欧でも、排水路が先進都市ロンドンで採用されはじめて普及したのであり、それまでは、汲み取り処理が行なわれていた〈注6〉。

〈注 6〉ロンドンにおいてさえ、1666年の大火までは 地面浸透方法、河川放流式が主であり、1775年カミン グス〈英〉の水洗便所の特許化により、これが普及す るとともに、再三にわたる伝染病の流行により世論も 高まり〈一部に肥料化せよの声もあったが〉1864,5年 に一部下水処理場と幹線が完成している。

ちなみに日本で最初の浄化槽は大正3年〈1914年〉外 交官伊庭氏が原宿の私邸に作り、公共物としては大正 6年東京海上ビルに作られたものが最初といわれてい る。

#### ---古事記に出てくる便所---

我が国において、排泄がどう行なわれたかは前に述べたとおり類推するよりほかはないが、文献に登場するこれら排便所の字句によると最古文献とされる古事記に厠〈カワヤ〉として出てくるのをはじめとして、日本書紀万葉集、延喜式等、全ての文献に出てくるのは排泄がまた日常欠くことのない人間生活の行為であったからであろうか。これらの言葉より、飛鳥時代の頃は便所を川の上に設け大小便を水に流しこれをカワヤ〈河屋、川屋、川隅〉と呼んでいる。川辺に集落ができるのは上水道が必要であるとともに排水上からも必要であったのである。

このほか浸み込み方式とも関連するが、川の中にたれ流し、或いは川で身を清める方法は今のビデにも通じてくる。身を清めるのには古今東西、紙が常用であるが、竹へラ、葉、瓦礫等も用いられた。この水で清める方法は人手がかからないし、衛生的であるが水の便のある水辺でなければならなかった。

したがって、人口が集中し増えていけば、おのずと生活 圏も広がり、川岸等水辺という訳にはいかなくなり、溜 め捨て方式が生ぜざるを得なかった。カワヤが側屋とな り母屋から離れていく。これは建築様式の変遷にも結び つき、江戸時代以降は溜め汲み取り方式が主流となり肥 料として認識され近代へ至っている。

#### ウ〉溜め汲み処理

飛鳥の厠=川屋をへて仏教建築の奈良時代には側屋となり、寝殿造の平安時代には容器を捨てるのがはやり、書院造の室町をへて、便所も大きな屋敷では離れや、縁側や端に建てているうちに、庶民は溜め壺式が普及していった。ここで問題になってきたのは、地面浸透式や河川流水式と異なり、溜め捨て式は大量に運び人が必要であり、当初は河川、沼沢へ捨てていたが、経験的に肥料化することの得なことが判ってきた〈注7〉。戦国時代の文献「清良記」によると、すでにし尿、鳥糞、糟粕類、鳥肥などの記述があり、農産物の生産性向上が必要となり、それが日本統一への一因にもなっている。これにより二毛作や疎菜の食用としての栽培が盛んとなっている。

〈注7〉し尿を肥料として用うる事を経験的に知ったであろうが、そんなに古くもない。ごみ捨て場が植物の生育を促すことは、気づいていた人々は、地に浸み込ませた大小便が肥料としても使えることに気づき積極的に使うようになったと考えられるが、絶対量としてはわづかであったと思われる。昔は肥料についての関心は深く、エジプトのナイル川は氾濫により沃土と化すので、その泥土の量により年貢を査定したともいわれている。大きな文明が大河の岸に発したことは、肥料は自然から与えられるもので十分であったのだろう。河川のない中南米文化は、焼畑農耕、カンガイ、排水、人糞肥料の普及など異った農業方式、文明を展開する。

#### ――江戸のし尿――

江戸を例にとると幕府の確立以後,人口の集中は激しく,元禄,享保以降〈1700年頃〉町人の人口は50万人を下らず掛出する量も1人1日1.2ℓで〈現在1.4ℓ〉その処理には管轄する町奉行も苦慮するところであった。当初は農家が直接町中のナワ張りを定め汲み取っており,謝礼として野菜等を置いていったが,過当競争で農家間で争奪戦が始まり,無料というわけにはいかず,手数料や料金の相場が起こり,双方でその値につき争が起っている〈注8〉。これは戦前まで時々各所で起った問題であるが,いつも汲み取ってもらわねばならぬ側が敗れている。当然のことに凶作,不况の際は下肥騒動は多く,京都近郊における争は経済問題を起えた,地域コミュニィティの胞芽さへうかがわせている。

〈注8〉寛政4年〈1792年〉東京、川崎、横浜方面の 1,016 カ 村を代表し、名主連名にて町奉行に下掃除代 金が年々高く、やっていけないのでなんとかしてくれ との願いを行っている。

かくて時代とともに肥料としての重要性は一そう深まり、専門的な配給機関や、専業の汲取屋も生じ、更には中間マージンをとるアッセン屋もでき、或る意味の資本主義の業とも考えられる。こうして江戸町民のし尿は1隻100桶も積み農村地帯の干葉や栃木に運ばれた。幕府もその重要性を認め増産のため、①厠を広く作ること②汲取口は広くし水を入れてうすめぬようにすること③大便は虫が湧き、小便の方が速効性あること等と定め、それらの研究まで行なっている。

# 

徳川幕府の成立する17世紀以降,作物,商品の急激な増産により需要も急増した。京都近郊でも,藍,菜種,陳菜の栽培が盛んになり,当時人口40万と推定される京都は肥料としての重要供給源であり,遠く大阪の摂津,河内の方の村々からも求められ,享保8年〈1723年〉京都市中のし尿をめぐる論争はついに京都奉行に持ち込まれている。

農村の村々では高頼舟や牛馬、人力によりし尿を運び近 在152ヵ村でし尿を用いていたが、他国への流出が多く なり、農業経営に支障を来たし、年貢にも差支えるので やめてほしい旨、訴えた。このため奉行所は他国流出を 禁止し、し尿運搬を業とする者の数を制限、高賴川筋11 カ村の田子には焼印して許可した。ところが高瀬川下流 6 カ村も舟にて運搬の許可を求めたため11カ村と出入と なり、その結果、庄屋らの仲介で年間4,000 荷桶船を分 けることで落着した。こうして血を流して得た権利を保 持するため村々は諸種の内部規定を定めた。特に京都町 中を4分割し汲取区域を定めるとか, し尿問題につき毎 月10日に情報を交換するとかを定めた。これらは単にし 尿問題ということではなく、村々の結束を固める領主支 配〈嘉藩体制〉を越えるコミュニティの始まりでもあっ た。にもかかわらず、し尿の流出はつづき、その後の寛 保2年〈1742年〉, 天明8年〈1788年〉にも, し尿論争 は再燃している。特に天明8年は京都の大火により人民 を失い、し尿不足で困った。町奉行がこの間も摂津、河 内37ヵ村へのし尿流出を基本的に黙認していたのは,日本の穀倉地帯への肥料供給が全体的見地からは幕府に生産力のプラスであることを,命令されていたか,認識していたはずでコミュニティより一段上の次元であったのかもしれない。

#### ----大阪附近のし尿-----

大阪では文政年間〈1818~29年〉には 2,000 隻の肥料船が淀川を上下し、後年には堂島相場さえ生じている〈注 9〉。

〈注 9〉天保年間〈1830年代〉滝沢馬琴の日記を見ると汚物汲取の謝礼として、年に1軒に干大根3百本、ナス家族1人に1250個〈15歳以下は除く〉であったが、以後は大根250本になり家計にもひびくと記している。明治13年〈1880年〉には汚物汲取の鑑礼発行を廃止したためし尿取締所の収入は3万円に減じた。

明治19年〈1886年〉西成郡の小学校は小便代にて校費を補助していたが、前年の洪水で金がなく、先納払しなければ汲み取らせぬと百姓ともめた。

当時の汚物の価格は堂島の相場できまり9,10,11月の3カ月の平均取引値段で翌年の価格を定め、百荷〈樽〉で3円5,60銭~4円で、大切な財源であり、大阪し尿取締扱は盗難に気をつかった。市内だけで当時、約10万円であり近郊農家と野菜交換を主としていた。明治20年〈1887年〉には取締官を増員し巡査も取締れと陳情書も出ている。

明治22年〈1889年〉には大阪府港議案として40万人の下肥代1人10銭とし4万円を20年定期とし金利を財源に港湾を整備せよとの議案が提出されたこともある〈不成立〉。

#### ――近年における東京のし尿――

明治10年にコレラの流行をくいとめるため内務省が警視本署と各府県へ,便所・下水・ごみため構造と掃除方注意する令を出している。明治12年の厠構造並びにし尿取締規則を制定し,その中で,私有地と街頭便所のし尿汲取は,地主か区役所で請負人を定めて,汲み取らせ,その代償に一定の上納金を納めさせ公共事業の補足に当てたく当時どこの公共団体でも同じであった〉。その後は人口の増加と社会的衛生思想の普及により順次法を改正していく。

#### 〈2〉 文献にみられる排泄関連記録

①古事記:中巻〈ア〉神武の項 大物主神,大后となす 美女を求めん条に

······其美人大便為之時,丹塗矢化,自其大便為之溝流下, 其美人富登突 ·····

〈イ〉景行の項 小碓命に兄を捕ら事を命ずる条に

\*\*\* "朝署厠入之時,持捕……

〈ウ〉応神の項 兄弟いずれかが女子をめとる条に

……其弓矢以壤子之厠緊……

とあり、厠という字が使われており、大便は流していた ように読みとれる。

②日本書紀:12巻 履中の項

……仲皇子厠入伺而刺殺……有名な話だ。

③万葉集:巻16 執歌の項

香塔厠屎鮒奴詠歌

……香塗流, 塔爾莫依, 川隅乃, 屎鮒喫有痛女奴, …… 川隅, 屎〈クソ〉の字がある。川隅は厠のことでやはり 流すため川の隅〈側〉に立てたのだろうか。

④西大寺資材帳: 瓦葺厠 長6 丈4 尺5 寸〈約12m〉広1 丈2 尺〈約 2.4m〉寺の便所の大きさで瓦葺で建てたものらしい。

⑤延喜式:巻1 厠殿四角とあるミカハヤカハヤドノと呼ばれていた。

巻36 御川殿 巾布二条とある。手フキのことか。

⑥源氏物語: ふよう〈不用〉

⑦古事談:巻3 僧行の条

比叡山の平燈大徳,河屋に入ったが足駄だけ残し,跡かたもなく蒸発したので,天狗か神かくしかとさがしたが,いないので供養した,とあり当時寺では足駄で用を足したのだろ。

⑧今昔物語:20話 天笠天狗の条

比叡山の支流の流れが経を唱えていたのに驚き、小僧にきいたら、学問する多くの僧の厠の尿なり、然れば唱うと聞き、尻でもこうなら僧はもっと凄いと驚き失せた。 28話 穀断聖人のウソ話の条に

文徳天皇の時代断食の聖人あり召出して、使えさせた、 殿上人は徒然に、穀断ちて何年かと聞たら、今70歳だか ら50年は断食していると答えた、いたずらな殿上人は、 そんなに断食している人の屎はどんなだろうと計りて厠 へ行って見たら米の量の多い屎であった。

⑨安斉随筆他:雪隠 雪は人名,隠は寺号,厠掃除の職

を司どるによりつけられた〈別名禅流の呼び名〉。

⑩十寸穂の薄:第2巻 卑都郡

高野山寺に全て流厠を作る〈図1〉, 高野山の地形こと ごとく曼陀羅の義を表す故祗園精舎の厠の仕方にて不浄 を流し清浄にて臭気なく便利している, 仏城はかくある らむ。

①玉勝間:第7巻

延女3年9月4日殿昨日酉刻後架自〈小便所〉還御之後 絶入…

また皇嘉門院の侍女の職名に後架の職の女房とある。

②守貞漫稿:京都と江戸の厠を詳説しているが、家屋と 別に一戸立、二戸立、家屋付とあり、作り方多小異るも 汲み取り方式は同じとある。

③甲陽軍鑑:第10巻

信玄は用心のため御閑所を京間六帖敷にし風呂場を続と し、風呂の水で用便を流し、香炉をたいていた。極めて 現代風であった。

④類聚名物考:当時大用,小用,と云うにより用所という,用と要は意味は同じ。〈この本考証詳しく,下用との字中国文献に少なく白氏文集など少し,不要は多い,従って仮名にすればふようでなくふえうである,と記している。〉

⑩撈海一得:中国王朝小説に,厠にて用を足すに男女と も紙を用いず,瓦礫を用う,厠のこと要処ともいう〈魏 時代〉。

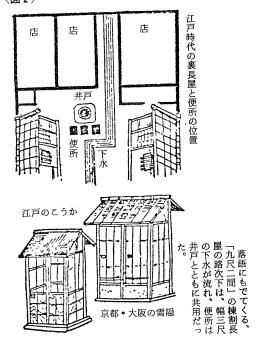
## 16北山抄:小便所の字がある。

公卿等の便所に神棚あり、除夜に燈を明神を守る風俗あり、手杓も黒塗にマキ絵ありとある。

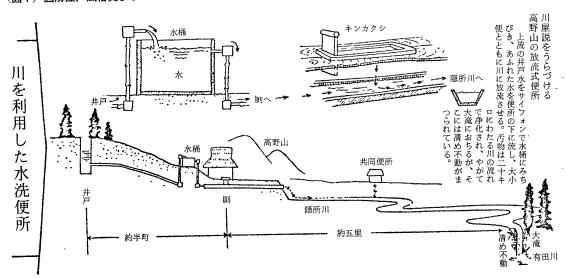
#### **──**厠〈カワヤ〉の語源──

倭名類聚抄第10巻居選の条に、唐韻に云う溷〈圊〉、和名を加波夜という。常に清〈修治するところの意味ともいわれる。

玉手織8巻には、川岸に造れる厠と当今の河屋は造作が 〈図2〉



#### 〈図1〉図解江戸風俗史より



異り、河屋は今の雪隠と同じで真の河屋は希にて今の便 處が多かったのではないか ……

嬉遊笑覧第1巻に、いひ一〈言、比〉とい一ひどの〈槭 殿〉は厠と同義の時あり,虎子清器〈オオツボシノハコ〉 をひどのの中に置き用後洗う「御厠人樋洗」 くミカワヤ ウトヒスマシ〉はその役をする下女名といわれる。

かくの如く、し尿処理の場所を表す表現は多様である。 大便, 屎, 厠, 川隅, 厠殿, 御川殿, 河屋, 側屋, 槭殿 西浄, 東司, 隱所, 雪隠, 持浄, 高野厠, 後架, 手水場 御閑所,要所,用所,小便所,御河,等々延々と続けら れる。

またこれらの話は、古典落語や川柳等にも多くとり入れ られている〈図2〉。

# 開港後

あり排泄は各戸に壺又は桶で厠をつくり、自家処理や農 家に処理させていたが本市〈当時は町〉は開港の年〈安 政6年12月・1859年〉の秋、神奈川奉行は青木町に住む 石崎源六〈注10〉に認許を与え屎尿会所を設け〈今の吉 田橋東端附近〉、役所の汲み取りのほか料金を徴し民家 からも汲み取っていたが、戸数の増加とともに不可能と なり、汲み取りを農家に委託することになった。

Sec. 1.

〈注10〉彼は神奈川の武鑑「黄金化」を文久 1 年12月 に刊行, 「神奈川横浜大平余楽」の著者でもある。 明治5年には神奈川県庁より汲除方一定の触れが出く注 11〉,同年〈1872年〉7月には北仲通二丁目に住む岩崎 半蔵は横浜屎尿汲除会社を設立、平沼新田内の人家の隔 絶した所に溜所を設け7月5日夜より営を開始した〈注 12〉。当時の壺数〈世帯数?〉3,654 カ所といわれる。 明治7年〈1874年〉には港内5区の扱所の経営とし、明 治9年〈1876年〉には請負制度に改めた。その後請負人の 扱いが、明治13年に区役所扱いに変った。 明治 33 年 〈1900年〉汚物清掃法施行後は市では汚物掃除監視人を 置いた。当時,監督官1人,監督5,巡視32名であっ た。明治35年4月, 県令により汚物掃除法の適用によ 山手町及び山下町のし尿汲取時間を午後10時~日の 出前までと制限した。この頃、し尿は地主の所得とな り、地主は肥料として農家に契約し代償を得ていたが、 市街地の発展に伴い、中心部では汲み取りに来れなくな り、料金の値上がでて農家と地主の争いとなり、明治40 ~41年には、不汲同盟もでき、個人の自由な契約にまか すようになり, 処分に窮する者には, 市衛生課で委託汲 み取りを行なった。

〈注12〉 〈注11〉 右粪尿石崎へ溜所補理させ候ニ付在方之もの共右場所におゐて買取候儀れ勝手次 及除约政候省取極候二付面 17以來村《之皆共立入及除可相或候旋其皆可和心得无 一、汲除方長夜九月より翌年三月迄の節は二字より六字迄短夜四月より八月迄の節 1、他內御縣國井租稅泰其他網出張所を始市中及吉原町委見町とも一供此務委敦凡 は、十二字より四字迄に、前則河岸切にをいて船鼓可改事。 一、千品新田地内人家へ隔低野地を食果部所と相定め天相埋置二間に二十五間の上 〈 生 1 V - 段本用錦橋より終焉迄の間を示説場と相定可重率。 元町井石川中村等の分は堀 当港內外町《井二官會每戶獎尿之儀故除方法相談》當七月五日夜より無代二多 三千六百五十四と該其土地を五匯に割合六月目釘に及除可致事 割川吉田町大田村の分は野毛川の内にて特黎場相定可申事。 は家井寶捌所人足小屋等補理且右場所への船入堀をも堀製運船繋畳可申事。 但いづれの哈場へら差配方出吸致し居不能合無之様可致事。 第三則 第五则

横浜においても、昔からの人々の生活は他の所と同じで

壬申四月廿八日

肺奈川

鄵.

金請取候儀內相止以"後日異論不成樣致超可,申假" 付今般更ニ汲除方孔他方法相称を發付あれ茨尿は以米純代ニ致し候間右敷金紋前 **数尿は遊付桶ヲ以懲缴数し臭氟不迫は可致皆竭置飲得共等限之致方不和止跌ニ** 

的泰川縣廳

核心を用ひ不認之擧動致間敷旨此度更に村々へ申応候に付めは螽なき桶等かつぎ 共見角蓋不致桶相用の飲者有之心得違之至に供。自今数稱之點を殺し莫氣の不波 参の候者町内へ不立入設致し苦心得違立者有主候はと崇押へ村名前郷承り早々可 後我人民難居之地は別め下掃除之もの説なき炎術を以連投不致各種の觸握終得 壬申二月七日

改除假合所 岩 崎 4 趀

方薗御入用の方は平沼新田寳場へ御出可彼成飲。 以上 政除方へ御用の方は當分野毛町埋立地學校桥通假會所へ御通建可被下候。 野毛町學校橋通

且佐

种奈川縣縣

右之通觸示者也。

第二の且町々ノ内ニの在方を不離分は自分虚ひ可致炎尿を改除方之ものと示談之 上、除方取極體可申誤。

なお震災後〈1923年〉は、市では汲取量が農村需要を上 廻った際の処理対策として、高座郡藤沢町辻堂〈現辻堂 市〉に溜所を作り普段は賃貸し、万一に備えていたのは まことに特筆すべき政策であった。

時に汲除人夫10名, 牛卓10台, 樽100個の陣容であり, この後昭和8年11月に汲取業は県知事認可となり終戦を 迎える。

戦時中から、人手不足や肥料として使われたため、汲み 取りはごみと同様作業が行なわれなかった。戦後再開さ れたが、市中心部は戦災接収されていたため未罹災地区 から順次始められ、汲取車は時には撒水車の代りに水を マイたともいう。昭和23年6月から料金5円〈36ℓ〉と なり種々の改定を経て今日に及んでいる。その後26年10 月清掃局となり27年海洋投棄船として「きよすみ丸」建 当,29年には清掃法が改正され、市町村の固有事務とさ れている。31年には宅地化が進む中で「し尿浄化槽取扱 要綱」を制定し、37年中部浄化場竣工、44年には料金徴 収方法を従量制より人頭制に改め、48年2月より、汲み 取りは業者への委託制に切り替え現在も続いているが, この間の経過は各年の事業概要にくわしいことが載って いる。

#### ヨコハマの公衆便所

現在でも改められていないが、道路上にて放尿する悪習 は、開港による外国人の居住により、放しくひなんする ところとなり、明治4年〈1871年〉町会所費をもって、 辻々橋畔に83ヵ所の辻便所を設け〈注13〉,罰則〈注14〉 をもってこれを取締った〈注15〉。

〈注13〉ロンドンではすでに14世紀に共同利用の便所 があった。

〈注14〉明治5年3月17日付横浜毎日新聞によれば東 海道膝栗毛の作者、仮名垣魯文は西洋膝栗毛の取材に 横浜を訪れ、本町辺にて風に吹かれ立小便をし、羅卒 〈巡査〉に見咎められ科料申し付けられた旨の記事が あり〈当時科料は100文〉,この他,毎日のようにこれ に関する記事が紙面をにぎあわせた。

「旅人は別て心得居可申事也」と附加えた。また県令に ても「路傍便所設置の趣旨諭達」を町々に示達した。

しかし、これは4斗樽大の樽をわずかに地面に入れ板囲 いをしただけでスキ間から内側が見える粗末なものであ ったので容易に利用する習慣とはならず,その後人馬交 通のはげしい主要地区ではビンを埋め込み男女両用に供 しやや完全なものに改造した。また一部を統廃合し多く は橋詰に設置し数も40数カ所となったが、後の浅野総一 郎の手になるモダンな公衆便所の誕生につながるのであ る。

明治12年〈1879年〉夏,浅野総一郎〈注16〉はその不清 潔さをうれい、10カ年にわたる公同便所汲除請負を県に 出願, 当時 2,000 円の補助金を得て,新設や施設の改繕 を行なった。その時市内に63ヵ所であり、汲除ったもの は干葉などに肥料として運船した〈注17〉。この権利は後 に小倉、塩頼国三郎を経て石川仲町の高橋安兵衛に移り 市の直営になるまでつづく。この管理主体は県であった が明冶28年12月市衛生課へ所管が移され公同便所を共同 便所と改めた〈注18〉。

〈注16〉浅野総一郎〈浅野髙校創立者〉は酒屋に寄宿 し、のち住吉町にて竹皮屋、薪炭商となり産をなした が,明治11年夏31歳の時医師朝比奈氏の紹介で野村県 令〈県知事〉や今西宗一衛生局長の知遇を得て,公同 便所の整備にふみきった。明治12年早々に着工,世人 の評判は高く, 公衆便所の開祖たる名を残した。

〈注17〉この時長者町六丁目に小倉という葉茶屋があ り、63ヵ所の汲み取りの下請けをさせてくれというの

二従来野祭署ノ死許ヲ受ケ設置シタル楫路便所八其市ノ管理=移スペシ。

横濱市街路便所へ常愿ノ許可ヲ受ケ共ノ市ニ於テ設備スペ

横濱市街路ニ設置スル便所へ自今其市ニ於テ管理シ左ノ通り心得ラルベ

所へ引機ラルベ

〈注15〉 三、街路便所ノ構造ハ市街清潔規則ノ規定ニ嫌ルベシ。 △ 唐15 〉 五夜間ハ必ズ贴燈ヲ揚クペシ。 四省路便所ハ毎日一回以上及取り並ニ清潔法ヲ施行スペシ。 者を見付候れば、逆に逆抑其政治見張居候返年又は屯所に引渡候株可致傑。 申渡置候得共見角右を不守者有之以の外之事ニ候。 觸示條得其意末々迄申度もの也。 往來筋明半店前或口稿競共外を便所同樣二相樣問數旨去未十一月中町役人共行 **巴系便所之外ニおゐて小便致** 

右之适

/ 生8/ 機技市省路便所へ機対市役所ニ於テ管理スペキ旨別紙ノ通り訓令相成候候共署 但從前許可シタル住所氏名便所ノ場所許可ノ年月日及命令事項ハ此際橫濱市役 二於テハ之ヲ監督スルニ止り、自今私設ノ便所一切許可セザル條ト心得ラルベシ。 市街便所管理及監督心得方明由二十八年 : 勢佐木町署戶部分署,加賀町署,山手本町署,石川町署

〈注18〉

で月200円でこの権利を与えたので浅野氏は1年で資金 を回収することとなった。後に塩瀬国三郎〈高島町〉 は更に350円で下請させた。

大正12年7月,管理も請負を止め市が直接行うこととなった。 $0.5\sim2$  坪の大きさで大小便可能な共同便所は 49 カ所となったが同年の大震災で全て焼失崩壊し,応急にて80カ所設置したが,本格的に大正15年から昭和4年11月にかけ1カ所  $8.275m^2$ ,男女別,鉄筋コンクリート造の現代風のものを 35 カ所設置し,名を公衆便所と改めた。

### 5---おわりに

本稿〈ごみ処理編,し尿処理編〉は,横浜市史稿をはじめ環境事業局の増田総務課長,川上副主幹の協力をえて収集した資料を主として,とりあえず記したものであり,調査文献は100点をこえ,御意見,御指導を受けた方々は,市内外を問わず多数に上ったが,紙面の関係で全てを文章化できずまた一つ一つ出典等のコメントをしなかったので,ここに引用させていただいたことを深く

第二條、掃除巡視へ品行方正行力線像や終ニナー年均上四千五年未確ニンクなノ諸坦ニ經緯と 共ノ市に反はストお除郷料作用規則なノ道之ヶ定へ サル省タルへと 親在官以上ノ官取の在リルル者及到在官がおな格を有るか者 明的二十三年三月二十七日 、縁知兵卒ロレナ現役協別トナリ又へ取時召集の経際セラレ下主道住職的メイスと者 市で記又へ附属日インテニケ年以上前領土と者 一个年以上四府原商生だり延長とする者 一个年以上巡查人取二在了人之者 緑陰組織へははノ上韓用スーキャノトスのンなご配根ングルカノの **和的公民採用规则** ź 本政治川政神 Ħ ` 俊 透明的則

感謝するとともに、お許しを乞い、願わくば、環境事業 に関心ある方々により、一そう確かなものになることを 望み、清掃・環境事業に携った多くの先人に深い敬意を 表するものである。

〈企画調整局副主幹〉

10	ħ.;	ta				į.	9	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	种		ľ	mento en
除	ER	除	III	1.	明始	ノ密	Ī	; ;	川縣	1		MI.
n l	, 1	,	.,	据		及译	<b>不</b> 尼 法	٠ ١	令四	lo	ľ	会
13	St	蹬		战	干三杯三九	粉狐、	选作	ji. S	大		١.	te#
	/***	督	٠, ٠	W.	ルデ	定員及体合語だむ!		``	\$Z.	١.	٠.	ŅΙ.
Q.	17	łż	24	No.	北山	道之り定		"S.		命		<b>#</b>
, ,			-	<b>第</b> 日表	. X	窓	が、	· .	· ,	Ť		`
力. 101	十五	三. 十	n.	***	, , .;		際法	. ,	. 81			July .
R	m	m	٧.		, ,	• , '	意思	٠,	; '`> - }	Í		狐
上十	以上	以上	锋		. 2	٬٬,	ur. Ar		,		Ì	•
H.	Ξ	35. 4	***	, `	` ;		九		´ ,	* .		92
1"	† 0	M	ų. Ųc	***	神奈川		Ť.	` ,"	,``,	<i>(</i>	ζΦ	 8%
1	`.		构		縣如		17	ħ.	Z.,	`.	Æ	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
<b> </b>	**** *	<u> </u>	***	, , , ,		ે હૈ	物植物性	ľž	$\langle \cdot \rangle$	ί,	)1]	I W
	ì	14	定	: 4. %	が川田田	ı*° Z≦``.	Œ.	er :	۲.	,	136	
1 +.	ĬĹ,		,		<b>1</b>		fi F		٠		Đâ	百年
n	`,		_	,		` ` `	s 設 低	,		,	-	双个眼
1	λ	A	П	*	(	13 1	15	, '				n

ノチュナ

u I		五十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	11 10	一世方文	二 原为机贝			耳 机排产	e It Iy	11 14 14 13 13		阿朗朗	3 7 7	
	M N	はなない	(A) (A) (A)	, 的文 及	, ,	X N N	到人材料。		出分を行る			<b>多块叫一部</b>		2.0
		H H H H H	世紀の日本はよりなる者	及了人的支及在法律作文			人 花,衍明	) ) )	i H				li File	
i		7		95 910		200	Ŕ	7				以 5.7 4.8	1	7 7 71
							製料		9 #	, , ,	ラン二年を	Ť		
							0				M 25 4		M M M	
İ							Pogra More				* * *		å	- 4 - 5 - 7
	60 10	448		190	SOUT C									. N
1				h@Gan	Ši ja					X X				i i